

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程をここに公布する。

平成30年 3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第6号

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団職員（以下「職員」という。）に対する被服貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被服の貸与)

第2条 労務の安全及び業務能率の向上を図るため、職員に対し予算の範囲内で被服を貸与する。

2 前項の規定により貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、所属長が業務の状況又は貸与被服の損耗の程度その他必要があると認めるときは、この限りでない。

3 返還された貸与被服を再貸与する場合の貸与期間は、最初の貸与期間から起算してその残存期間とする。

(着用)

第3条 被服を貸与された者（以下「被貸与者」という。）は、勤務に服するときは、原則として貸与被服を着用しなければならない。

2 被貸与者は、勤務に服しないときは、貸与被服を着用してはならない。

(着用の心得)

第4条 被貸与者は、貸与被服を善良な管理者の注意をもって使用し、その維持に必要な補修をしなければならない。

(紛失した場合等の措置)

第5条 被貸与者は、貸与被服を紛失し、又はき損したときは、直ちに事由を添えて所属長に届け出るとともに、当該貸与被服の相当額を弁償しなければならない。ただし、所属長において紛失し、又はき損した事情がやむを得ないと認められるときは、弁償額を減免することができる。

(返納)

第6条 被貸与者は、貸与期間中に貸与を受ける資格を失ったときは、速やかに貸与被服を所属長に返納しなければならない。

(貸与被服の給与)

第7条 貸与被服は、その貸与期間を経過したときは、被貸与者に給与する。

(貸与被服台帳)

第8条 所属長は、貸与被服台帳を備え、貸与被服の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに、香川県水道局企業職員被服貸与規程（昭和43年企業訓令第5号）、高松市上下水道局企業職員被服貸与規程（昭和37年水道局管理規程第5号）、丸亀市水道企業職員被服貸与規程（平成17年水道事業管理規程第19号）、坂出市水道局職員被服貸与規程（昭和52年水道局管理規程第1号）、善通寺市企業職員被服等貸与規程（昭和52年水道事業管理規程第2号）、観音寺市水道事業職員被服貸与規程（平成17年水道事業管理規程第2号）、さぬき市上下水道部企業職員被服貸与規程（平成20年水道局管理規程第4号）、東かがわ市職員等被服貸与規程（平成16年訓令第10号）、三豊市水道企業職員被服貸与規程（平成18年水道事業管理規程9号）、小豆島町水道事業企業職員被服貸与規程（平成18年水道事業管理規程第8号）、三木町職員被服等貸与規程（平成18年規程第5号）、宇多津町上水道企業職員の被服貸与に関する規程（昭和46年規程第35号）、綾川町水道企業職員被服貸与規程（平成18年水道事業管理規程第5号）、琴平町企業職員被服貸与規程（昭和43年水管規程第6号）、多度津町企業職員被服貸与規程（昭和43年規程第8号）及びまんのう町企業職員被服貸与規程（平成18年水道事業管理規程第7号）（以下、これらの規程を「旧被服貸与規程」という。）の規定によりなされた被服の貸与は、この規程の相当規定によりなされた被服の貸与とみなす。この場合における貸与数量及び貸与期間は旧被服貸与規程を適用する。

別表（第2条関係）

区分	貸与対象者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考
1	本部に勤務する職員（2を除く。）	作業服又は夏長袖ジヤンパー	2	4年	
		作業靴又はゴム長靴	1	4年	
2	事務局次長（水道技術管理者） 計画課（技術管理室を含む。）、浄水課（東部、綾川、中部及び西部浄水場を含む。）、 工務課及び水質管理課に勤務する職員 事務所に勤務する職員（3を除く。）	作業服又は夏長袖ジヤンパー	4	2年	新規採用者にあつては、1着加給する。
		作業帽	1	3年	
		防寒衣	1	3年	
		雨衣	1	3年	浄水場に勤務する職員にあつては、貸与期間を2年とする。
		安全靴	1	2年	
		作業靴又はゴム長靴	2	2年	

		ヘルメット	1	5年	点検作業その他危険な現場における業務に従事する職員に限る。
		白衣	2	2年	水質検査業務に従事する職員に限る。
3	事務所に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）	作業服又は夏長袖ジャンパー	2	3年	新規採用者にあつては、2着加給する。
		防寒衣	1	3年	
		作業靴又はゴム長靴	2	3年	